

「慶安御触書」

(一六四九年)

慶安二年二月廿六日

諸国郷村江被仰出

一 公儀御法度を怠り、地頭代官之事をおろそかに不存、扱又名主組頭をハ莫の繩とおもふへき事、

一 名主組頭を仕者、地頭代官之事を大切に存、年貢を能済、公儀御法度を不背、小百姓身持仕様に可申渡、扱又名主組頭之身上不成、万不法に候得ハ、小百姓ニ公儀御用之事申付候而も、あなり不用物に候間、身持を能致し、不便不仕様に常々心掛可申事、

一 名主心持我と申悪者成共無理成儀を申かけず、年中能者共依怙厭なく、小百姓を懇にいたし、年貢割役等の割少し無高下く可申渡、扱又名主組頭之申付候事無違背念を入可申渡、

一 耕作に精を入、田畑之種様同様に念を入、草はへさる様に可仕、草を能取、切々作之間、江鐵入仕候得ハ、作も能出来、取実も多有之付、田畑之堺二大豆小豆など種、少々たりとも可仕、

一 而も雑穀を作り、米を多く喰つふし候ハぬ様に可仕候、飢饉之時を存出し候得ハ、大豆の葉あつきの葉さけの葉いもの落葉など、むさとすて候儀ハ、もつたいなき事に候、

 一 家主子共下人等迄、ふだんは成程疎飯をくふへし、但、田畑をおこし田をうへいねを刈、又ほねをり申分ハ、ふたより少喰物を能仕、たぐさにくハせつかひ可申候、其心付あれば、精を出すものに候事、

 一 何とそいたし、牛馬之能を待候様ニ可仕、能牛馬ほとこへをたくふものに候、身上不成ものをハ是非不及、先如此心かけ可申候、并春中牛馬に飼候ものを、秋さき支度可仕候、又田畑江かりしき成共、其外何こへ成とも、能入候得ハ、作にとり有之候事、

一 男ハ作をかき、女房ハおはたをかき、夕なへを仕、夫婦ともにかき可申、然ハみめかちよき女房成共、夫の事をおろかに存、大茶をのみ物まいり遊山すする女房を離別すへし、作去子供多く有之て、前廉思をも得たる女房ならハ各別なり、又みめさま悪候共、夫の所帯を大切にいたす女房をハ、いかにも懇可仕事、

一 公儀御法度何に而も不相背、中ニも行衛不知半人、郷中ニ不可拘置、夜盗同類又ハ公儀御法度に背候徒者など、郷中江隠居、訴人有之て、公儀江召連奉、御詮議中久々相詰候得ハ、殊外郷中の草臥候、小百姓ニ名主組頭長并一郷之惣百姓ににくまれ候ハぬ様に、物毎正直に徒成る心持申間候儀事、

一 百姓ハ、衣類之儀、布木綿より外ハ、帯衣裏二も仕間敷事、

 一 子ハ、商心も有之て、身上持上ケ候様に可仕候、其細ハ、年貢之為に雑穀を売候事も、又ハ買候にも、商心なく候得ハ、人にぬかるゝものに候事、

 一 身上成候者ハ格別、田畑をも多く持不申、身上なかりかね候ものハ、子供多く候ハ、人にもくれ、又奉公もいたさせ、年中之口すきのつよりを能た考可申事、

 一 屋敷之前の庭を奇麗ニ致し、南日向を受へし、是ハ稲麦をこき大豆をうけ雑穀を拾候時、庭惡候得ハ土砂まじり候而、売候事も直段安く、事の外しつゝいに成候事、

一 作の巧者成人に聞、其田畑の相応したるたねをまき候様に、毎年心かけ可申事、付り、しつきみ二作り候に能き物有ハ、しつきみを嫌儀作も有、作に急入候得ハ、下田も上田の作毛ニ成候事、

一 所にはるへく候儀得共、麦田ニ可成所をハ、少成共見立可申候、以来ハ、れんく麦田に成候得ハ、百姓之したる大き成徳分候、一郷麦田を仕立候得ハ、隣郷も其心付有之物に候事、

一 春秋食をいたし、煩候ハぬ様ニ常ニ心掛へし、何程作二精を入度と存候而も、煩候ハ其年之作をハつし、身上上し申もの二候間、其心得専一なり、女房子供も同前之事、

付、田畑之堺二大豆小豆など種、少々たりとも可仕事、

一 朝おきを致し、朝草を刈、昼ハ田畑耕作にかゝり、晩にハ圃をない、たわらをあみ、何にてもそれくの仕事無怠所可仕事、

一 酒米を買のみ申間敷候、妻子同前之事、

一 里方ハ屋敷敷之廻りに竹木を植、下葉共取、薪を買候ハぬ様に可仕事、

一 万種物秋初ニ念を入、急り候て能種を置可申候、悪種を疎候得ハ、作毛悪敷候事、

一 正月十一日前二毎年候のさきをかけ、かまを打直し、能き候様ニ可仕、悪きくわてハ田畑おこし候に、はかき候ハす、かまもきかね候得ハ、同前之事、

一 百姓コへはい調置候儀専一ニ候間、せつちんをひく作り、雨降り候時分水不入様に仕へし、それ二付夫婦かけわいのものニ而、馬をも持事ならす、こため申候もならざるものハ、庭之内ニ三尺二間程にほり候而、其中へはきたため又ハ道之芝草をけつり入、水をなかし入、作りこゑを致し、耕作ハ入可申事、

一 百姓ハ分別もなく末の考もなきものニ候故、秋ニ成候得ハ、米雑穀をむさと妻子ニもくハせ候、つとも正月二三月時分の心もち、食物を大切ニ可仕候二付、雑穀専一ニ候間、麦粟稗菜大根、其外何

一 たは粉のみ申間候、是ハ食にも不成、結句以來煩二成もの二候、其上陳もかけ代物も入り、火の用心も悪候、万事に損成もの二候事、
 一 年貢出し候儀、反別二かけてハ一反二付何ほど、高にかけてハ一石に何程割付、差紙地頭代官よりも出し候、左候得ハ、かうさくに入精を、能作り取、実多く在之ハ、其身の徳に候、悪候得ハ人不知身上のひけに候事、
 一 御年貢皆済之刻、米五升六升一斗二つまり、何可仕様無之時、郷中をかりあるき、候得共、皆済時分五斗二無之由、かさる二よつて、米五升一斗二共又ハ牛馬もうらさき、農道具着物なとらむとおもへハ、金子一分二而仕立候を五六升にうるも、にかく、敷事に候、又売物不申ものは、高利にて米を借候へ、弥しつゝい成る事に候、地頭代官より割付出候而、其積りを仕、不足に付てハ、まへかとかり候て可済、前廉ハ借物の利足もやすく、うる物もおもふまゝ成へし、尤可納米もはやく納へし、手前に置候ほと、鼠も喰盗人火事其外事に付大き成損二て候、初をハ能干候て、米にするへし、なまひなれはくだけ候て、米立候、能々心得可有事、

候、次に独身の百姓田をかき苗を取、明日ハ田を可植と存候処ハ、地頭代官所又は公儀之御役にさされ、五日も三日も過候得へ、取置候苗も悪敷成、其外之苗も節立植時過候哉、其年之作毛悪敷哉、実もすなく、百姓たをれ候、田植時ばかり二不限、畑作二もそれ〳〵の時時時時の旬のひ候得ハ、作も悪敷候、名主組頭此考を仕、独身百姓申すことく役にさされ候時は、下人共扶よ百姓二さしかへ、独身の百姓を介抱可申事、夫婦かむわいの百姓にて身上も不成、郷中友百姓に日ころいやしめられ候ても、身上を持、上米金をたくさんに持候得ハ、名主おとな百姓をはしめ、言葉二とも能いあら、末座に居候者をも上座へなをし、馳走仕るもの二候、又前かと身上能百姓もふへん仕す、親子親類名主組頭迄も言葉を不掛、いやしむる者二候間、成程身持を能可仕事、
 一 一村之内にて耕作二入精を、身持よく致し、身上好もの一人あれハ、其まねを仕、郷中とののみよくかせくものに候、一郡之内ニ左様なる在所一村有之ハ、一郡皆身持をかせき候、左候得ハ一国之民皆豊に成、其後ハ隣国迄も其ひゝきあり、地頭は替もの、百姓ハ未代其所の名田を便とするものに候間、能く身持を致し、身上能成候者、百姓之多きなる徳分にては無之哉、扱又一郷二徒なる無法もの一人あれハ、郷中皆其氣にうつり、百姓中々間の言事不絶、公儀之御法度なと背き候得ハ、其者を奉行所へ召運参、上下之造作番等以下之苦勞、一郷之費大たるもの心二有之、能々小百姓二おしへ申へし、此趣ハ名主附、隣郷之者共中能、他領之者公事忤仕間敷事、

一 親に能々孝行之心深くあるへし、おや二孝行の第一ハ其の無き二煩候ハぬ様二、扱又大酒を賣のみ、喧嘩不仕様ニ身持を能いたし、兄弟中よく、兄弟をあれわれ、弟ハ兄に随ひ、たかひにむつまじけれハ、親類之外悦もの二候、此趣を守り候得ハ、仏神之御恵もありて、道二葉、能出來ととりみも多、有之もの二候、何程親に孝行の心有之も、手前ふへん二而ハ成たたく候間、なる程身持を能可仕候、身上不成候得ハ、ひんくの煩も出來、心も出來、又ハ盜をも仕、公儀御法度を、背、しぱりからめられ、籠二入、又ハ死罪はり付た二とかゝり候時ハ、親之身二成てハ、何程悲し可有之候、其上妻子兄弟一門之もの二もなきをかけ、恥をさらし候間、能々身持を致し、ふへん不仕様二、毎日毎夜心掛申へき事、右之如く二物毎入念、身持をかせき申へし、身持好成、米金拾五も持候ハ、家をもよく作り、衣類食物以下二付、心之候なるへし、米金雜穀を沢山三持候とて、無理ニ地頭代官よりも取事なく、天下泰平之御代なれば、脇よりおさへとる者も無之、然ハ子孫遑うとくに暮し、無間きんの時も妻子下人等をも心安くはこくみ候、年貢さへすまし候得ハ、百姓程心易きものハ無之、よくく此趣をかけ、子々孫々迄申伝へ、能々身持をかせき可申もの也、
 一 身持を悪敷いたし、其外之年貢不足二付、たとへハ米を二俵ほどたり、年貢二出し、其利分ハ積り候得ハ、五斗二本利之米、拾五俵二成利、其時ハ身体をつふし、妻子をうり、我身をもうり、子孫共に永くするむ事に候、此儀を能々かんかへ、身持を可仕様、まいかと米二俵之時分ハ、少之様二存候得共、年々之利分積り候得ハ、如斯候、扱又何とそいたし、米を二俵ほどともめ出し、候得ハ、右之利分くハへ、拾年目二米百十七俵持候て、百姓のため二其うとく成事無之哉、
 一 山方ハ山のかせき、浦方ハ浦々のかせき、それ〳〵に心を付、毎日無断断身をおしませき可申候、雨風又ハ煩、陳入候事も可有之間、かせきにても候、物にむさど遣候ハぬ様に可仕事、
 一 山方浦方にハ人居も多、不慮成ル可きもの之、山方にてハ薪材木を出し、からるの売出し、浦方にてハ塩を焼き、魚を取、商売仕二付、いつもかせきハ可有之と存、以来之分別もなく、儲候物をも当座にもさつと候故、きんもの事なとハ、里方の百姓より一入迷惑仕、餓死するものも多可有之と相聞候間、飢饉之年之苦勞常々不可忘事、
 一 独身の百姓、陳入候而又煩、田畑仕付兼兼候時ハ、五人組惣百姓助合、作あらし候ハぬ様に可仕